

入札参加資格制限措置の概要

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社大林組 （代表取締役社長兼 CEO 佐藤 俊美）
住 所	東京都港区港南二丁目15番2号

2 措置期間

令和8年5月14日から令和8年8月13日まで（3か月）

3 事実概要

令和6年10月4日、当該業者が代表構成員を務める共同企業体で施工中の東海旅客鉄道株式会社発注の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」の工事において、ベルトコンベアーの延伸作業中に協力会社の作業員が負傷する労働災害が発生した。

この件について、同社の社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで労働安全衛生法違反により、鯉沢簡易裁判所から同社及び同社社員2名それぞれ罰金刑の判決を受けた。

4 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2-8（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2-8】

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

問い合わせ先

喜多方市総務部財政課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2

電話 0241-24-5279